経税部だより

社会保障・税一体改革と共通番号制

―韓国の番号制度を中心に考える―

税理士　佐飛　淳一

はじめに

政府・民主党は、6月30日「社会保障・税一体改革案」を決定した。

社会保障改革といっても、中身は、医療費の窓口負担に「定額負担」を追加、年金支給開始年齢を70歳に引き上げる、介護保険料を40歳未満からも徴収するなど、国民へ負担増を強いる「改悪」といってよいであろう。

税制改革も、消費税を社会保障目的税として10%に引き上げるというもので、これも国民の生活を圧迫する「改悪」といってよいであろう。

しかも、「社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入」もうたっている。一人ひとりの社会保障の負担と給付の把握、課税と徴収をより効率的に行うことを目的としている。6月に「社会保障・税番号大綱」も公表されている。韓国では半世紀も前から共通番号制が導入されている。全国青年税理士連盟と韓国税務士考試会との勉強会のレポートを参考に、韓国の共通番号制度を紹介したいと思う。

1、韓国の共通番号制度

韓国には、2つの共通番号制度があり、「住民登録番号」と「事業者登録番号」である。共に納税者番号としても利用されている。

①〈住民登録制度〉

住民登録制度は半世紀近い歴史がある。いわゆる「東西冷戦時代」を背景に軍事独裁政権によってつくられた制度である。朝鮮半島の南北対立もあり、スパイや民主的活動家などを取り締まることを大きな目的としていた。そのために住民の居住関係等の移動実態を正確に把握することを目的としていた。住民登録番号は生年月日、性別、居住地域などをあらわす13桁の数字で構成されている。この番号を国民一人ひとりに付番することで、国家による国民管理を行おうとした。番号によって一人ひとりを識別するのである。身分証明制度の住民登録証とも統合して管理されている。

本人の識別は、13桁の番号で行われる。他人の番号を悪用する「なりすまし」犯罪も発生している。電話の開設、クレジットカードの発行などで他人の番号を盗用して料金を支払わない犯罪が多発している。番号を盗用された人は、財産上の損害、信用の喪失など物質的・精神的被害を受けることになる。

しかも、大変なのは、この信用回復のために多大な時間と労力を費やすことになる。関係する機関や会社に出向き、被害届や情報訂正の要請を行なわなければならない。後始末は個人の責任なのである。

このような問題をもつ住民登録番号ですが、半世紀近く行なわれてきた制度でもあり、変更や廃止は、社会全体に弊害をもたらすとして非現実的主張ともみなされている。

②〈事業者登録制度〉

事業者登録制度は付加価値税法に規定されている。韓国の付加価値税（日本の消費税）はインボイス（税金計算書）方式（伝票方式。日本の消費税は帳簿方式）を採用している。政府は課税資料の収集や不正インボイスの防止の為に、各事業者に番号を付している。これが事業者登録番号である。

事業者は、事業場ごとに管轄の税務署に登録する。登録は事業開始の日から20日以内にしなければならない。税務署長は事業場ごとに事業者登録番号を付与し、事業者は事業場の数だけ番号をもつことになる。特例として事業者単位の登録も認められる。

事業者登録番号は10桁で、税務署コード、法人・個人の区分コード等が利用される。

事業者間の取引の場合、供給者がインボイス（税金計算書）を発行し、受給者に交付する。税金計算書は税務調査などの証拠資料（証ひょう）となる。取引の相手先別（事業者登録番号別）に取引金額を集計した合計表を作成する。付加価値税の申告ではこの合計表を添付することになる。

韓国の付加価値税の申告は年2回である。法人・個人ともに1月から6月分と7月から12月分を全国一斉に申告する。登録番号別に税金計算書は合計されているので相互チェックを容易にしている。

法人は2011年から、個人事業者は2012年から、電子税金計算書の発行が義務化された。税務当局は、この合計電子税金計算書によって取引当事者の双方の申告内容をチェックすることができる。全面電子化されると、1枚1枚のインボイス（電子税金計算書）ごとにチェックすることも可能となる。

消費者が現金で支払った場合は、事業者は事業者登録番号を記載した現金領収証を発行する。また、現金領収証発行専用の端末機械により、データが税務当局に電送される。クレジット支払の場合は、カード利用明細書を発行し、カード決済については、カード決済の端末情報が税務当局に電送される。

インボイス取引、現金取引、クレジット取引いずれにしても取引データが当局に集まることになり、各事業者の取引は100%税務当局に把握されることになっている。

事業者は支払った時のインボイスが無いと仕入税額控除ができないので、相手方に必ずインボイスの発行を要求する。年間収入2500万ウォン（日本円で約163万円）以下の事業者は事業者登録制度の対象外となる。付加価値税の仕入税額控除のためにインボイスを発行しない事業者との取引を避ける事業者もある。免税事業者だと商売上不利になるため、対象外の規模でも課税事業者選択することになる。

不正にインボイスや現金領収証を発行しない事業者も出てくるが、不正事業者の情報を税務当局に通報すれば1億ウォン（日本円にして650万円）以下の褒賞金が支給される。

アメとムチの国民相互監視システムが出来あがっているといえるであろう。

税務当局は、必要があれば、他の国家機関、地方自治体などに課税資料収集の協力要請ができる。国家機関・地方自治体・金融機関・電子計算情報会社などは、課税に関する資料を作成・収集などした場合は、そのことを国税検査官に通知しなければならない。

国税庁は、税金情報システム（TIS）という個人情報データベースを持っている。国家は番号を利用して体系的に各人の情報を収集できる体制となっている。しかし、個人が、国家機関がどの様な自分の情報をもっているのかを把握しようとしても制限がある。個人情報の流出もあり、様々な社会問題が多発している。

住民登録番号と事業者登録番号は、行政機関だけでなく民間でも広く利用されている。税務当局が調査対象者の選定においても、付加価値税の申告内容や税金計算書などから事業者登録番号によるデータ収集と分析が行われている。

2、「社会保障・税番号大綱」のねらいと問題点

6月の「大綱」では、「共通番号」の利用範囲を①年金②医療③介護保険④福祉⑤労働保険⑥税務の6分野としている。住民票とも対応させることとしている。一人ひとりが「共通番号」を記載した「ICカード」を持つことになる。このICカードは年金手帳・医療保険証・介護保険証・雇用保険証等に代わるものとみなされる。「納税者番号」としても使用される。

特に、「納税者番号」としては、取引の相手先・雇用主・銀行等にも番号の告知が必要となる。

「共通番号」は公的機関だけでなく民間にも広く利用されるのである。

病歴・職歴・申告納税状況などの個人情報が、この「共通番号」によって集積・統合される。実質的に個人のプライバシーはなくなってしまう。

「共通番号」による情報を、政府は社会保障費の抑制と課税・徴収の効率化、国民管理制度として、財界は新たなビジネスチャンスとして利用するであろう。今、「共通番号」導入反対の大きな運動が求められている。

韓国での電子インボイス（税金計算書）

전자세금계산서(공급받는자 보관용)				승인 번호	20101110-41000129-b1022477		
				관리 번호	9602494684		
공급자	등록번호	307-81-****	종사업장번호	공급받는자	등록번호	215-03-***	종사업장번호
	상호(법인명)	웅진코웨이(주)	성명 홍		상호(법인명)	세무회계소	성명
	사업장주소	충청남도 공주시유구읍			사업장주소	서울 강동구 성내1동 총	
	입태	제조의	종목 정수기의		입태	서비스	종목 세무사

작성일자	공급가액	세액	수정 사유
2010/11/10	18,818	1,882	
비고			

월	일	품목	규격	수량	단가	공급가격	세액	비고
11	10	BA09-A(내수)/비데		1	18,818	18,818	1,882	

합계금액	현금	수표	어음	외상미수금	이 금액을(청구)함.
20,700					

※본 세금계산서는 국세청 기준에 따라 공인인증서를 이용하여 전자서명 된 세금계산서로 인감날인이 없어도 법적효력을 갖습니다.

↓

日本語に翻訳した電子インボイス

電子税金計算書(供給を受ける者保管用)				承認番号	20101110-41000129-b1022477		
				管理番号	9602494684		
供給者	登録番号	307-81-****	従事業場番号	供給を受ける者	登録番号	215-03-***	従事業場番号
	商号(法人名)		姓名		商号(法人名)		姓名
	事業場住所				事業場住所		
	業態		種目		業態		種目

作成日付	供給価格	税額	修正事由
2010/11/10	18,818	1,882	
備考			

月	日	品目	規格	数量	単価	供給価格	税額	備考
11	10			1	18,818	18,818	1,882	

合計金額	現金	小切手	手形	売掛未収金	この金額を(請求)した。
20,700					

※この税金計算書は、国税庁の基準に従い公認認証書を利用して電子署名された税金計算書であり、印鑑の捺印がなくても法的効力を有します。